

三田市公共施設等総合管理計画(案)に対する市民意見の募集結果と意見に対する市の考え方について

1 実施概要及び結果

- (1) 実施期間 平成29年1月4日(水)から平成29年2月2日(水)
- (2) 閲覧方法
- ① 市役所市民情報ひろば、管財営繕課窓口での閲覧
 - ② 各市民センター等での閲覧(市内10か所)
 - ③ 市ホームページでの閲覧
- (3) 意見の提出方法
- 住所、氏名、電話番号を記入して、郵送、ファクス、電子メールで提出。様式は自由。
- (4) 意見の件数 16件(2人)

2 意見の概要

| No. | ページ | 項目 | 意見内容(要約) | 市の考え方と対応 |
|-----|-----|----|---|---|
| 1 | | 全体 | 施設の減価償却費の積み立てを行っていないのでしょうか。総務省のガイドライン(※統一的な基準による地方公会計マニュアル)には耐用年数の考え方、減価償却の考え方が書かれています。設備更新時期がまとまってくることは予め予測できることだと思うが何か見込み違いがあったのでしょうか。何故、減価償却分を使ってしまったのか明確にしたうえで、どう対応していくのか検討して頂きたいと考えます。 | 地方公共団体は、総務省が示す「統一的な基準」による財務書類の作成・公表を要請されており、当該基準において施設の耐用年数や減価償却の考え方が示されておりますが、地方公共団体の会計制度は現金主義会計となっており、発生主義会計のように減価償却費といった現金支出を伴わない費用は計上しておりません。従いまして、減価償却相当分の積み立てを行っておりませんが、今後、施設の維持・更新等に要する財源の確保を図るため、当該資金を積み立てる基金の創設を検討してまいります。 |
| 2 | | 全体 | 市が補助金の交付や固定資産税の減免を行っている施設については、国・県はもとよりURやその他の法人の施設であっても本計画の対象施設にすべきではないかと考えます。また、補助金の交付や固定資産税の減免の状況も明らかにすべきではないかと考えます。 | 本計画(案)は、地方公共団体が公共施設等の全体を把握し、長期的な視点をもって更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより財政負担の軽減・平準化を図るとともに施設サービスの水準を適切に維持することを目的にしていることから、当該地方公共団体が所有する建築物及びインフラ並びに公営企業の施設を対象として策定をすることとしております。 |

| No. | ページ | 項目 | 意見内容(要約) | 市の考え方と対応 |
|-----|-----|-----------|---|--|
| 3 | | 全体 | 全体にわたって、施設ととらえて考えていただいておりますが、各々を事業ととらえて、その中での施設、というとらえ方をさせていただきたいと思っております。各課で計画を作ると難しいかもしれませんが。 | 本計画(案)は、地方公共団体が所有する建築物及びインフラ並びに公営企業の施設を対象としており、「施設類型ごとの管理に関する方針」等を定める必要があることから、全体にわたって施設ととらえた計画となっております。 しかしながら、今後、個別の施設については、各々の事業という視点も踏まえて「施設の再編並びに計画的な予防保全や更新等のマネジメント計画」を策定してまいりたいと考えております。 |
| 4 | | 全体 | 延べ床面積だけが評価基準になっているようですが、現状把握としては、不十分かと考えられます。延べ床面積も、平均人数がなく、オフィスビルとしてみても、良くわからない指標となっているようです。駅前か、田舎かでも大きく評価は変わってきます。サービス提供度合いをどう表現するか？など難しい点はありませんが、以下のような項目を評価して、有効に活用されているかも含めて、課題を見ていただきたいと考えます。①施設区分(事務所、公園…)②延べ床面積(オフィスの場合)③平均活用人数④資産額⑤累積減価償却額⑥積立額⑦運営費用⑧補助金⑨固定資産税⑩サービス度合い⑩損益 | 本計画(案)の実効性を確保するため、計画期間における公共施設等の数・延べ床面積の削減など「数値目標の設定」による目標の定量化に努める必要があると考えることから、「延べ床面積」に着目して策定しております。 今後、「施設の再編並びに計画的な予防保全や更新等のマネジメント計画」の策定にあたって、個別施設を評価する必要があることから、ご意見を参考に取り組んでまいります。 |
| 5 | 1 | 計画の背景及び目的 | 「見方を変えれば」とはありますが、従来の計画の範囲内なのか、それ以外のことが起こっているのでしょうか。当時は「両面から見方を変えてみる」ことはなかったということであれば、どんな見方が出来ていなかったかを明確にしないと解決策には結びつかないでしょう。 | 今後、進めてまいります「施設の再編並びに計画的な予防保全や更新等のマネジメント計画」の策定に際しまして、ご意見を踏まえて公共施設等が抱える課題解決に取り組んでまいりたいと考えております。 |
| 6 | 2 | 計画の位置付け | 図の中に「行財政計画」を含めるべきと考えます。 | ご指摘の「行財政計画」につきましては、行財政運営に関する総合的なプラン等を意味するものと思料しますが、本市には、そのような総合的なプラン等はございません。しかしながら、将来を見据え、健全な財政を堅持することを目的に中期財政収支見通しを作成するとともに、効率的な行政運営を推進するため、行財政構造改革方針及び行動計画を現在策定しているところで、それに基づき、行政経営基盤の強化等を行い、「成熟社会における公共サービスの新しいしくみづくり」を行いたいと考えております。この方針については、本計画の「計画の位置付け」に明示をしており、いただきましたご意見に沿った図となっていると考えております。 |

| No. | ページ | 項目 | 意見内容(要約) | 市の考え方と対応 |
|-----|-----|----------------------------|---|--|
| 7 | 5 | 沿革 | 「3) 沿革」では、もう少し紙面を割いて、どういう狙いでどう整備してきて、どうなのかの概要を記載すると良いと思います。成果もでているので、そのあたりもしっかり記載すると良いと思います。今でも「青野ダムは」「県の浄水場」は、ニュータウンのためにできた。という認識の方もいらっしゃる。それはそれで正しい面はありますが、例えば「青野ダム」は治水の役割を果たしており、武庫川に安定的に水を流すようになっており、建設以来、洪水がなくなっています。また、県浄水場は、他の市にも供給していますし、他の配水池に供給できるシステムになっています。詳細に個々には書けませんが、どういう考えでやってきて、こういう成果を得ているが、この辺は課題…。ということをここで明確にさせていただきたいと思います。 | 本計画(案)の「3) 沿革」は、本市の成り立ちを簡潔に説明させていただき趣旨でまとめておりますので、詳細な記載は致しかねますが、其々の公共施設等を整備した狙いや得られた成果及び課題については、市民の皆さんに丁寧に説明させていただき必要がありますので、今後、進めてまいります「施設の再編並びに計画的な予防保全や更新等のマネジメント計画」の策定等におきまして明確にしてまいりたいと考えております。 |
| 8 | 10 | 1)会計別決算の状況 2)企業会計支出額の推移 | 施設計画で書く話かどうか？ですが、1)、2)…について、「分析」がありません。 | 公共施設等が直面する課題と人口動向や財政状況は密接に関連していることから、本市の財政状況について簡潔に記載しております。 |
| 9 | 17 | 3)一人あたり公共施設延床面積 | 分析を入れていただきたいと考えます。また、「類似」とは良く分かりません。人口あたりの延べ床面積での比較は、どういう施設の比率が高いかなどで、大きく異なるでしょう。また、人口が密集しているかどうかでも異なる。都市部と郊外で異なります。近隣自治体との比較が良いと思います。なお、調べてみると鈴鹿市では、比較的、施設量は少ないのですが、その理由を「本市の保有量は総量では中程度、人口1人当たりでは比較的少ないことが分かります。他の5自治体は平成の大合併を経ている一方、本市は合併していないことが要因のひとつと考えられます。」国の補助金目当てに事業を一杯やったところは「ハコモノ」だらけになったということですね。そうっていないか…が気になります。 | 「類似団体」とは、総務省において財政状況等の分析を行うため、市町村(特別区を含む)の行政権能の相違を踏まえつつ、人口及び産業構造により全国の市町村を35の類型に分類した結果、当該団体と同じ類型に属する団体のこととあります。本市と比較する対象団体につきましては、人口や産業構造が異なる近隣自治体よりも権能や人口等の態様が類似している団体との比較が有用であると考えております。また、分析につきましては、今後、進めてまいります「施設の再編並びに計画的な予防保全や更新等のマネジメント計画」の策定等におきましてお示ししてまいりたいと考えております。 |
| 10 | 18 | 4)耐震化の状況 | 耐震化については、公的等では、旧三田の商店街、各地区の古い木造家屋、などの耐震化を地道に促進することが必要ではないかと思えます。市役所は耐震化されましたが、バックアップ施設となるものを考えておく必要があると思えます。 | 公共施設については、引き続き耐震化の取り組みを推進していくとともに、各地区の木造家屋などについては、「三田市耐震改修促進事業計画」に基づく取り組みにより耐震化を推進してまいりたいと考えております。 |

| No. | ページ | 項目 | 意見内容(要約) | 市の考え方と対応 |
|-----|-----|--------------------------|---|--|
| 11 | 25 | (3)将来的な更新費用の試算 1)公共施設 | いつが更新時期にあたるのか、別の表でもよいので知らせてもらいたいです。また、更新時にいくらかかりそうなのかも記載があるとよいと思います。いきなり施設の廃止を知ることがないようにしてもらいたいです。 | 対象施設の更新時期や費用につきましては、今後、策定してまいります「施設の再編並びに計画的な予防保全や更新等のマネジメント計画」におきまして、お示しさせていただきたいと考えております。 |
| 12 | 27 | (4)公共施設等の維持更新に対する市民意識 | 施設規模に対して利用者数が少ない施設に対して見直してもらいたいのので、施設の利用状況について公表してもらいたいです。維持費用と利用人数がわかれば、必要性もわかりやすいと思います。 | 主な施設の利用状況につきましては、毎年度作成しております事務報告書に加え、平成27年11月に作成いたしました「三田市公共施設白書」におきまして公表しておりますが、今後、策定してまいります「施設の再編並びに計画的な予防保全や更新等のマネジメント計画」におきまして、改めて公表してまいりたいと考えております。 |
| 13 | 32 | (2)取組目標 1)公共施設の取組目標 | 延床面積を12%削減するという事なので、今後廃止などの検討をすすめるのだと思います。可能であれば、A(絶対残す)、B(今後廃止するか検討)、C(廃止の方向で進めている)といったことをご知らせいただきたいです。 | 其々の施設の今後のあり方につきましては、今後、策定してまいります「施設の再編並びに計画的な予防保全や更新等のマネジメント計画」におきまして、お示ししてまいりたいと考えております。 |
| 14 | 36 | 3)効率的な管理運営 ③財源の確保 | 「国や県の補助制度」とありますが、全てみてくれるわけではなく、結果、赤字が増えて、使われていないものが出来てしまうこともリスクとしてあるので、注意が必要です。「三田市での必要性、有効性を十分に吟味した上で、どうしても必要な場合には」という文言を追加してください。「平成の大合併」の補助金が多く自治体の財務を悪化させたという説もあります。まず、自ら、節約して、原資をねん出することが重要と考えます。ひも付きでない予算であれば良いですが、初めから、人頼みでは結局は市に戻ってこないものになるという面もあります。仕事も外へ逃げるようになります。 | 本計画(案)の「(1)公共施設の管理に関する実施方針 1)施設再編による最適化と有効活用」におきまして、公共施設の新規整備の抑制や市民及び地域ニーズを踏まえた廃止や減築の検討などについてお示ししていることから、いただきましたご意見に沿う内容となっているものと考えております。 |

| No. | ページ | 項目 | 意見内容(要約) | 市の考え方と対応 |
|-----|-----|-----------------------|---|--|
| 15 | 52 | (11)その他施設 【基本的な方針】 | <p>シルバー人材センターさんは施設の規模もあるかもしれませんが、本当に駅前一等地に必要な、無償貸与+補助金が現場の方の利益に還元されているかを見ていただきたいと思います。市役所のスペース調整で、事務機能を市庁舎に吸収された方が、良いのではと思います。</p> | <p>シルバー人材センターは、高齢者が働くことを通じて生きがいを得ると共に、地域社会の活性化に貢献するため原則として市(区)町村単位に設置される社団法人で、地域の家庭や企業、公共団体などから請負又は委任契約により業務を受注し、登録会員が遂行するという形式で独立した運営を行っております。</p> <p>市庁舎につきましては、行政サービス及び地域の防災拠点として整備しており、全てのスペースを有効に活用している状況にあります。</p> <p>シルバー人材センターの運営状況と市庁舎の状況を斟酌しますと、市庁舎にシルバー人材センターの事務機能を吸収することは致しかねます。</p> <p>施設の立地につきましては、シルバー人材センターの事業内容や高齢者という会員の状況を考慮しますと、自家用車だけでなく公共交通機関でも移動が容易な現在の立地が妥当なものであると考えております。</p> |
| 16 | - | その他 | <p>施設の有効活用の点から、市営住宅、県営住宅、UR住宅が結構空いていると聞いています。それぞれ都合はあると思いますが、市役所や公的機構に勤務されている三田市以外の方で、割安感のある借り上げ住宅として斡旋、提供されてはいかがでしょうか。消費が地元へ落ちるし、地元志向が強まるという副次効果もあるかと。</p> | <p>市営住宅は、近年、年2回の入居募集を行い、空室の発生を抑えるよう適正な入居管理に努めております。県営住宅については、毎月入居募集が行われております。</p> <p>また、市営住宅及び県営住宅などの公営住宅については、公営住宅法により「住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸し、又は転貸することにより、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的とする。」と規定されており、入居者の募集方法や資格についても定めがあることから、ご提案いただきました用途に活用することは出来ないことになっております。</p> <p>なお、UR住宅については、民間事業者による賃貸住宅との位置づけとなり、特定事業者の営利活動を支援することにつながることから、ご提案いただきました活用方法は困難なものと考えております。</p> |